

## 富山大学の学長選考問題に関する決議

2004年に国立大学が法人に移行し5年が経過しようとしているが、この間いくつもの大学で学長選考に関し看過できない問題が生じている。

国立大学法人法は、学長の決め方にも重大な変更を加えており、学外者による大学の自治への侵害が危惧されてきた。このため、法案制定時の衆参両委員会で「国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ・・・自主的・自律的な運営の確保に努めること」という付帯決議が採択されている。

それにもかかわらず、国立大学の法人化後には、学外者が加わった学長選考会議によって、学内者による意向投票で第2位であった候補が学長に選ばれるという事態が、滋賀医科大学、岡山大学、新潟大学、山形大学、大阪教育大学、高知大学、九州大学で起こっている。これらのうち、滋賀医科大学、新潟大学、高知大学においては訴訟によって学長選考の正当性が問われている。

このような状況の下で、さらに重大な問題が2008年12月の富山大学の学長選考において発生した。富山大学では、学長選考会議の前に教職員による意向投票が二度実施された。その第2次意向投票で第1位の候補は58.0%を獲得した。それにもかかわらず、第3位で20.5%しか獲得しなかった現職学長を、選考会議は再任した。このような事例は前代未聞である。そのため、富山大学では、8学部中6学部の教授会で、この学長選考を問題視する声明等が出されている。また、「富山大学発 日本の大学の危機（学長選考の異常さ）を全国に訴える会」は「全国の大学関係者のみなさんへのアピール」を発し、この問題が「日本の大学全体における学問の自由と大学の自治に関わる重大問題である」と訴えている。

富山大学の学長選考問題は、大学の自治のあり方に重大な問題を提起している。大学は、創造的で自主的な教育と研究を基礎におく相互協力と多様な価値観を共有する教育・研究組織である。したがって、大学においては構成員の意思の尊重と合意形成を基本として運営がなされるべきである。それ故、教育公務員特例法の下では、国立大学の学長は実質的に構成員の選挙で選出されてきた。そして、法人化以降も、意向投票という形で構成員の意思が反映される手続きが維持されているのである。これを無視した今回の学長選考は大学の自治を蹂躪する暴挙であり、国公立を問わず全ての大学にとって悪しき前例になりかねない。まさに、大学の自治とそれによって支えられる学問の自由の危機というべきである。

富山大学の学長選考問題は、各大学が、東京大学や京都大学のように、意向投票の結果を確実に反映させることができる学長選考規則を自ら制定することの重要性とともに、その背景にある国立大学法人法の改正の必要性をも示すものといえる。

日本科学者会議は、高等教育と科学・技術の真の発展を希求して活動する研究者団体として、富山大学における今回の事態を真に憂慮するものである。同時に、大学の自治と学問の自由のために積極的な役割を果たしている富山大学の皆様に敬意と連帯と激励の意思を表明する。

2009年3月8日

日本科学者会議第44期第5回常任幹事会